

土木建築部における随意契約の実績 (令和6年度1／四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
1	下水道課	令和6年度沖縄県流域下水道事業出納事務取扱業務委託契約	令和6年4月1日	2,529,787	株式会社 沖縄銀行	沖縄県那覇市久茂地3丁目10番1号	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	地方公営企業法第27条並びに同法施行令第22条の2第1項及び第2項の規定に基づき知事が指定・告示した出納取扱金融機関に契約の相手方が限定されるため。	特命随意契約
2	下水道事務所	令和6年度 沖縄県流域下水道施設再構築基本設計(ストックマネジメント計画)に係る技術的援助に関する協定	令和6年5月27日	21,700,000	日本下水道事業団	東京都文京区湯島二丁目31番27号	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	<p>本県流域下水道事業は、令和2年3月に第1期沖縄県ストックマネジメント計画(以下、SM計画)を策定し、当該計画に基づき計画的な点検・調査・改築事業を行っているところである。</p> <p>本業務は、令和7年度からの5年間の第2期沖縄県SM計画(処理場・ポンプ場)を策定するもので、令和5年度と令和6年度に実施する。令和5年度は日本下水道事業団と技術的援助に関する協定を締結し、第1期計画の評価、見直しを行い、ストックマネジメント全体計画の取りまとめを行った。令和6年度は、資産の点検・調査を実施し、令和7年度から5年間の「修繕・改築計画」を策定する。</p> <p>日本下水道事業団は、地方公共団体の代表者等の発意により国土交通大臣の許可を受けて設立された「地方共同法人」であり、日本下水道事業団法に基づき、下水道に関する各種技術的援助を行っている。</p> <p>本SM計画策定においては、土木・建築・機械・電気に係る技術的知見を要し、かつ国のガイドラインに基づき、実行性のある計画を策定する必要がある。そのため、本業務に唯一対応できる技術力を有する日本下水道事業団との随意契約が必要である。</p>	特命随意契約

土木建築部における随意契約の実績 (令和6年度1/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
3	下水道事務所	2号遠心脱水機修繕(具志川)	令和6年5月1日	29,480,000	株式会社西原環境おきなわ	沖縄県那覇市銘苅二丁目5番28号	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	<p>本修繕対象である汚泥脱水機は特殊な機器であり、当該機器の分解・組立・取付、そして各部品の交換・調整などは、高度な知識と熟練した技術・判断が要求される。</p> <p>部品の供給については特殊・専用品であるため、製造メーカーしか供給できず、汎用品的な部品についても、メーカー独自の仕様に基づいた検査に合格した部品を使用することで装置全体としての性能を発揮できるものであり、そうした部品の適否判断は製造メーカー技術員(または製造メーカーから委託を受けた者)にしかできない。</p> <p>以上のことから、製造メーカーである(株)西原環境 から委託を受けた者で、沖縄地区で唯一、本修繕に対応できる特殊な技術を有する(株)西原環境おきなわ との随意契約を行った。</p>	特命随意契約
4	下水道事務所	1号送風機分解修繕(具志川)(R6)	令和6年5月21日	38,500,000	株式会社IHI回転機械エンジニアリング福岡事業所	福岡県福岡市南区清水四丁目4番34号	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	<p>本修繕対象の送風機は特殊な装置であり、当該装置の分解・組立・取付、そして各部品の交換・調整は高度な知識と熟練した技術・判断が要求され、製造メーカー以外は困難である。また、部品の供給については特殊・専用品であるため、製造メーカーしか供給できず、汎用品的な部品についても、メーカー独自の仕様に基づいた検査に合格した部品を使用することで装置全体としての性能を発揮できるものであり、そうした部品の適否判断は製造メーカー技術員にしかできない。</p> <p>以上のことから、製造メーカーである石川島播磨重工業(株)(現(株)IHI)から事業継承し、本修繕に唯一対応可能な「IHI回転機械エンジニアリング福岡事業所」との随意契約を行った。</p>	特命随意契約

土木建築部における随意契約の実績 (令和6年度1/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
5	下水道事務所	2系3号送風機 分解修繕(那覇)	令和6年6 月25日	21,499,500	大発工業 株式会社	沖縄県宜野湾市伊佐3丁 目13番6号	地方公営企 業法施行令 第21条の13 第1項第2号	<p>本修繕対象の送風機は特殊な装置であり、当該装置の分解・組立・取付、そして各部品の交換・調整は高度な知識と熟練した技術・判断が要求され、製造メーカー以外困難である。</p> <p>部品の供給については特殊・専用品であるため、製造メーカーしか供給できず、汎用品的な部品についても、メーカー独自の仕様に基づいた検査に合格した部品を使用することで装置全体としての性能を発揮できるものであり、そうした部品の適否判断は製造メーカー技術員にしかできない。</p> <p>以上のことから、製造メーカーである三菱重工業(株)(事業引継ぎや会社統合等により現:三菱重工業マシナリーテクノロジー(株))が指定する工場であり、本修繕について県内で唯一対応可能な技術を有する 大発工業 株式会社との随意契約が必要である。</p>	特命随意契約
6	下水道事務所	消化ガス発電機定期点検業務委託(那覇)(R6)	令和6年5 月14日	28,819,472	ヤンマー沖縄株式会社	沖縄県宜野湾市大山7丁 目11番12号	地方公営企 業法施行令 第21条の13 第1項第2号	<p>本点検業務対象である消化ガス発電機は、特殊な機関構造を有し、分解・組立・各部の清掃・清掃については、高度な知識と熟練した技術・判断が要求される。</p> <p>当該消化ガス発電機は、那覇浄化センター内の消費電力の約4割を賄う常用発電機のため、機器の不具合により運転が停止し、購買電力の契約電力量を超過した場合、違約金の負担が生じる。</p> <p>そのため、障害発生時に速やかに原因究明を行い、早急な機能復旧を実施する必要がある。</p> <p>以上のことから、当該原動機の製造メーカーであるヤンマーの関連会社であり、沖縄で唯一、本点検業務に対応できる特殊な技術を有するヤンマー沖縄(株)との随意契約を行った。</p>	特命随意契約